(別紙	:1)番	号法第19条第8号	号別表第二に基づく情報提供先		
提供先	別表第二	情報提供先 (情報照会者)	提供先における事務	情報提供者	提供する特定個人情報
No.	項番	※別表第二第1欄	※別表第二第2欄	※別表第二第3欄	※別表第二第4欄
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うことされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	巾町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
4	4	厚生労働大臣	船船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が 行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
5	6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号 附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前 の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
6	8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害 児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所 障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの		住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
7	9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
8	11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
9	16	都道府県知事又は市町 村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
10	18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
11	20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
12	23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
13	27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
14	30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で 資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの		住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
15	21	公営住宅法(昭和二十 六年法律第百九十三 号)第二条第十六号に規 定する事業主体である 都道府県知事又は市町 村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
16	34		私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給 付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
17	35		厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
18		府県教育委員会	子校への就子のため必要は経貨の支折に関する事務であって主務省令で定めるもの		住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
19	38	都道府県教育委員会又 は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
20	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
21	40	国家公務員共済組合連 合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
22	42	市町村又は国民健康保 険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの

提供先	別表第二	情報提供先	提供先における事務	情報提供者	提供する特定個人情報
使快元 No.	列茲第二 項番	(情報照会者) ※別表第二第1欄	※別表第二第2欄	※別表第二第3欄	※別表第二第4欄
23	48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、 保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
24	53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
25	54	する施行者である都道	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
26	57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
27	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
28	59	全国市町村職員共済組 合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法 の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
29	61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
30	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって務省令で定めるもの
31	66	厚生労働大臣又は都道 府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童 扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	住民票関係情報であって務省令で定めるもの
32	67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
33	70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
34	74	市町村長(児童手当法第 十七条第一項の表の下 欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
35	77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付 金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
36	80	後期高齢者医療広域連 合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
37	84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの		住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
38	85-2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸 住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
39	89	都道府県知事又は広島 市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手 当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
40	91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた 年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
41	92		平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は 年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
42	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施 又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの
43	96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって 務省令で定めるもの

(別紙	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に基づく情報提供先				
提供先	別表第二	情報提供先 (情報照会者)	提供先における事務	情報提供者	提供する特定個人情報
No.	項番	※別表第二第1欄	※別表第二第2欄	※別表第二第3欄	※別表第二第4欄
44	97	都道府県知事又は保健 所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
45	101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体 職員共済組合法等を廃 止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年 金保険の 実施者たる政府が支給するものとされた年金で ある給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
46	102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃 止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条 第三項の 規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支 給するものとされた年金である給付を除く。) 若しくは一時 金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
47	103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の 給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法 附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業 者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九 号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法 律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給 付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
48	105	独立行政法人医薬品医 療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
49	106	独立行政法人日本学生 支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関 する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
50	107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
51	108	都道府県知事又は市町 村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
52	111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
53	112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の 遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅 延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
54	113	文部科学大臣、都道府 県知事又は都道府県教 育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支 援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
55	114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
56	116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
57	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
58	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年 法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの

別紙2) 番号法第9条第2項に基づく情報移転先			
移転先 No.	別表第一 項番	移転先	移転先における事務
1	8	市民福祉部子育て支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費 肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付 の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関す 事務であって主務省令で定めるもの
2	9	市民福祉部こども課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護 実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	10	市民福祉部健康推進課	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって 務省令で定めるもの
4	11	市民福祉部障害福祉課	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定め もの
5	12	市民福祉部障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又 費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	14	市民福祉部障害福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるの
7	15	市民福祉部生活支援第1·第2課	生活保護法による保護の決定及び実施、自立支援給付金の支給、保護に要する費用の 還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	16	政策推進部市民税課 政策推進部資産税課 政策推進部収納課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の 課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務 令で定めるもの
9	19	都市環境部住宅営繕課	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。) 管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	30	市民福祉部国保課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務 令で定めるもの
11	31	総務部戸籍住民課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収 基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事 であって主務省令で定めるもの
12	34	市民福祉部障害福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又 費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	36の2	総務部総務課	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	37	市民福祉部こども課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	41	市民福祉部介護高齢福祉課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるの
16	44	市民福祉部こども課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものは寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	45	市民福祉部こども課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令でめるもの
18	46	市民福祉部子育て支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事であって主務省令で定めるもの
19	47	市民福祉部障害福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手 又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関す 事務であって主務省令で定めるもの
20	49	市民福祉部こども課市民福祉部子育て支援課	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付者 くは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定 るもの
21	56	市民福祉部こども課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付を う。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	59	市民福祉部国保課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴 に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	63	市民福祉部生活支援第1•第2課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者給付金の支給に関する事務あって主務省令で定めるもの
24	68	市民福祉部介護高齢福祉課	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する 務であって主務省令で定めるもの
25	69	総務部総務課	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主 省令で定めるもの
26	76	市民福祉部健康推進課	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	78	市民福祉部こども課	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務あって主務省令で定めるもの
28	83	総務部戸籍住民課	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支 に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	84	市民福祉部障害福祉課 市民福祉部子育て支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付 支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	94	市民福祉部こども課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子
30	٠.	市民福祉部子育て支援課	て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの